

---

## 平成21年第1回南丹市議会3月定例会会議録（第6日）

平成21年3月26日（木曜日）

---

### 議事日程（第6号）

平成21年3月26日 午前10時開議

- 日程第1 議案第54号から議案第63号まで（委員長報告～表決）
- 日程第2 議案第1号、議案第3号から議案第53号まで（委員長報告～表決）
- 日程第3 議案第76号から議案第82号まで（提案理由説明～表決）
- 日程第4 議第1号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明～表決）
- 日程第5 議第2号 南丹市議会委員会条例の一部改正について（提案説明～表決）
- 日程第6 請願審査について（質疑～表決）
- 日程第7 意見書案について（質疑～表決）
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について
- 日程第9 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第54号 平成21年度南丹市一般会計予算（市長提出）  
議案第55号 平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算（市長提出）  
議案第56号 平成21年度南丹市老人保健事業特別会計予算（市長提出）  
議案第57号 平成21年度南丹市介護保険事業特別会計予算（市長提出）  
議案第58号 平成21年度南丹市市営バス運行事業特別会計予算（市長提出）  
議案第59号 平成21年度南丹市簡易水道事業特別会計予算（市長提出）  
議案第60号 平成21年度南丹市下水道事業特別会計予算（市長提出）  
議案第61号 平成21年度南丹市土地取得事業特別会計予算（市長提出）  
議案第62号 平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算（市長提出）  
議案第63号 平成21年度南丹市上水道事業会計予算（市長提出）
- 日程第2 議案第1号 南丹市子育て発達支援センター施設条例の制定について（市長提出）  
議案第3号 南丹市組織条例の一部改正について（市長提出）

- 議案第 4 号 南丹市市営バス運行事業に関する条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第 5 号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて (市長提出)
- 議案第 6 号 南丹市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改  
正について (市長提出)
- 議案第 7 号 南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ  
いて (市長提出)
- 議案第 8 号 南丹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第 9 号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第 10 号 南丹市特別会計条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 11 号 南丹市スクールバス条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 12 号 南丹市立学校給食共同調理場条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第 13 号 南丹市立保育所条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 14 号 南丹市立障害者支援施設条例の一部改正について  
(市長提出)
- 議案第 15 号 南丹市介護保険条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 16 号 南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につい  
て (市長提出)
- 議案第 17 号 南丹市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について (市長提出)
- 議案第 18 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市コミュニティ  
プラザよしとみ) (市長提出)
- 議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木西地区自  
治振興会館) (市長提出)
- 議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木南地区自  
治振興会館) (市長提出)
- 議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木北地区自  
治振興会館) (市長提出)
- 議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木神吉地区  
自治振興会館) (市長提出)
- 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市日吉胡麻コミ  
ュニティセンター) (市長提出)

- 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山基幹集落センター）（市長提出）
- 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山知井会館）（市長提出）
- 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセンター）（市長提出）
- 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市障害者支援施設あじさい園、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび日吉分室）（市長提出）
- 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設（大野地域総合サービスセンター））（市長提出）
- 議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木バイオエコロジーセンター）（市長提出）
- 議案第 30 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施設）（市長提出）
- 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山平屋生産物直売施設）（市長提出）
- 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山都市農村交流活性化施設（百日紅））（市長提出）
- 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市道の駅（京都新光悦村））（市長提出）
- 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（スプリングスひよし）（市長提出）
- 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉山の家）（市長提出）
- 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山地域活性化総合交流施設）（市長提出）
- 議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山江和長期滞在施設）（市長提出）
- 議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山北宿泊施設ほか 6 施設）（市長提出）
- 議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山芦生山の家）（市長提出）
- 議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山知井地域

		拠点施設)	(市長提出)
	議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山町自然文化村)	(市長提出)
	議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木農村環境公園)	(市長提出)
	議案第43号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山大野ダム公園)	(市長提出)
	議案第44号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木防災センター)	(市長提出)
	議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山かやぶき美術館、南丹市美山郷土資料館)	(市長提出)
	議案第46号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木フィジカルセンター)	(市長提出)
	議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木スポーツフォアオール)	(市長提出)
	議案第48号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木運動公園グラウンド・テニスコート)	(市長提出)
	議案第49号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート)	(市長提出)
	議案第50号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場)	(市長提出)
	議案第51号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市八木カヌーハウス)	(市長提出)
	議案第52号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山長谷運動広場・長谷運動広場管理棟)	(市長提出)
	議案第53号	公の施設の指定管理者の指定について(南丹市美山上平屋火葬場)	(市長提出)
日程第3	議案第76号	教育委員会委員の任命について	(市長提出)
	議案第77号	公平委員会委員の選任について	(市長提出)
	議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(市長提出)
	議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(市長提出)
	議案第80号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(市長提出)
	議案第81号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	(市長提出)
	議案第82号	南丹市職員定数条例の一部改正について	(市長提出)
日程第4	議第1号	南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	(議員提出)

- 日程第5 議第2号 南丹市議会委員会条例の一部改正について (議員提出)
- 日程第6 請願審査について
- 日程第7 意見書案について
- 日程第8 閉会中の継続調査申出について
- 日程第9 議員の派遣について  
 人権擁護委員候補者の推薦について

### 出席議員 (25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠
17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治	22番 高 橋 芳 治
23番 八 木 眞	24番 村 田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉 田 繁 治		

### 欠席議員 (なし)

### 事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
主 任	西 田 紀 子	主 任	安 木 裕 一 郎

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部 長 兼 人事秘書課 長	上 原 文 和	市 民 部 長 兼 環 境 課 長	草 木 太 久 実
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長 兼 商 工 観 光 課 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

---

### 午前10時00分開会

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより3月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第54号から議案第63号まで

○議長（吉田 繁治君） まず、日程第1「議案第54号から議案第63号まで」を一括して議題といたします。

これより、予算特別委員長の報告を求めます。

八木予算特別委員長。

委員長。

○予算特別委員長（23番 八木 真君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、予算委員長報告を行いたいと思います。予算特別委員会に付議されました議案第54号から議案第63号まで、平成21年度一般会計予算をはじめ8つの特別会計予算及び1企業会計予算について、その審査の経過と概要と結果を報告いたします。

平成21年度一般会計予算をはじめとする8つの特別会計予算及び1企業会計予算は、佐々木市政4年目の最終総仕上げの年として、一人ひとりが生活する場である地域に目を向け、「南丹市そして地域社会をいかに元気にするか」を最重点課題と位置づけ、「南丹市そして地域の元気づくりで人々の笑顔が見えるまちづくり」を目指した市政運営を進めようとするものであります。

こうした中、わが国の経済は百年に一度と言われる全世界的な金融危機の渦中にあります。輸出や生産が減少し、消費も停滞する非常に厳しい状況の中で、雇用情勢さえも急速に厳しさを増しております。また、景気もさらに悪化を示しておるところであります。財政においても、国・地方合わせた長期債務残高は、平成21年度末には804兆円に膨れ上がる見込みであります。財政規律維持の上からも基本方針2006等の改革を継続するものの、税収の大幅な落ち込みなどで21年度の新規国債発行額は33兆2,940億円となる厳しいものであります。

こうした情勢、財政ともに厳しい状況下ではありますが、国においては国民生活と日本経済を守る観点から、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長の3段階で経済財政政策を進めようとしております。厳しい財政状況は南丹市も同様であり、安定した財政構造への変革と市の将来像、「森・里・まちがきらめくふるさと・南丹市」の実現のため、総合振興計画を基本方針とした住民本位の新たな行政経営手段として、平成21年度予算は、1、地域や人々が元気のでる元気づくまちづくり、2、安心して暮らせるまちづくり、3、市民と共に考え行動するまちづくり、4、子育ての環境を整えるまちづくり、5、安定した財政運営によるまちづくりの5つを重点施策と位置づけ、予算編成されたものであります。

これを受け、予算特別委員会は、今日の厳しい地域経済事情と合併して4年目を迎える中での、より一層の一体感の醸成や合併効果等、対応可能な市民サービスが提供できる施策の推進や、持続可能な財政運営の取り組み等を基本に審査に臨みました。本委員会は2月の24日に設置、同日委員会を開催し、3つの分科会を設け、3月12日、13、16、17、18と分科会審査に入り、終始積極的かつ慎重に審査を行い、3月24日に委員会採決を行いました。

主な施策の概要は、総合振興計画基本計画の分類による第1章、生涯充実して暮らせる都市を創るでは、子育て入学祝金、子育て手当、すこやか子育て医療給付事業、発達支援センター管理運営費、新規でありますファミリーサポート事業、不妊治療費給付事業、妊婦健康診査事業、幼稚園・小・中学校耐震補強工事、災害時要配慮者台帳整備事業、成年後見人制度利用支援事業、短期人間ドック利用助成金、外出支援サービス事業、伝統工芸品月間国民会議全国大会推進事業、小規模企業支援事業補助金。第2章、自然・文化・人を活かした郷を創るでは、環境基本計画策定事業、土地改良事業、小規模農業基盤整備、次に、木造住宅耐震改修事業補助金、防災行政無線整備事業。第3章、人・物・情報を高度につなげるでは、山陰本線複線事業補助金、本町土地区画整理事業補助金、都市計画街路事業。第4章、共に担うまちづくりの仕組みを築くでは、国際交流事業、新規、ふるさと共援活動支援事業、新規等であります。

それぞれの施策の基本的な考え方や細部にわたり、担当課長から説明を受け、活発な質疑や意見が交わされたところではありますが、最終的には会派代表より理事者への質問事項が以下のとおりとなっております。「地域の元気づくりから人々の笑顔へ」がテーマというが、実行ある策が示されているかどうかについて。2、市域の経済対策は予算にどのように活かされているのかについて。少子化対策は的確に始動しているのかについて。地球温暖化対策を含む環境施設は適切に予算に反映されているのかについて。今後の財政見通しについて。次に、各種事業について。嘱託職員について。予算編成と財政運営について。市税・交付税と税の滞納整理について。繰越明許費について。土地開発公社保有土地処分について。これらの11項目について、市長をはじめ部課長の出席を求め、基本的な取り組み、今後の見通し、さらにその対応について、質してまいりま

した。

それに対し、市長から21年度予算は総合振興計画の着実な実行を公約とし、行政経営方針を基本に、かつ社会経済状況の変化と厳しい財政状況を踏まえながら、また、新たな市民ニーズにも的確に対応するため、重点施策をあげ、予算化を図ったとなっております。また、類似団体より予算規模が大きい状況から、脱却を図り、歳入に見合った歳出の編成に今後も取り組む。また、債務残高の削減に向け、起債の発行の抑制と繰上償還を進める方向が示されております。ほか、それぞれの項目に対する詳細な答弁がなされたのを、おおむね了といたしました。

その後、各分科長より審査報告を受け、討論に入り、反対・賛成討論の後、採決の結果は、議案第54号から議案第63号までのうち、議案第54号、議案第55号及び議案第62号は賛成多数で、議案第56号から議案第61号まで、及び議案第63号は全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

なお、6日間の審査過程で職員の待遇改善や保育士も含めた資質向上の上、さらに各分科長がいろいろな意見を出された要望については、事業執行段階において十分精査の上、適切に対応され、その資質の上に応答されるものを望むものであります。

後になりましたが、委員各位には限られた厳しい審査日程の中、連日、慎重な審査と円滑な委員会運営をご協力賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

議員にとりましても最後の年となり、一層の議員使命を全うしていただき、この予算1円たりとも市民の血税という考えを常にチェックしていただき、法令遵守、コンプライアンスを十分に徹底していただき、自らも処し、行政機関のチェックを厳しく行っていただきたい。その意味にも含めまして、民間では三ヶ月に一度の事業進捗や会計をチェックしております。私たち行政にも経営という以上は、それほどの厳しさは必要と考える、このように思うところがございます。また、そのことにより、十分にそれによって得られた情報をディスクローズしていくことが、当然と考えます。佐々木市政、最後の年に一層の佐々木カラーを出していただき、経営と言われる以上、その経営者理念を明確にし、順次明らかにされることが望ましいと考えるものであります。

以上で、委員長報告とさせていただきます。終わり。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、予算特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、2番、大面一三議員。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** おはようございます。

議席番号2番の日本共産党・住民協働市議員団の大面でございます。議員団を代表いたしまして、提案されております議案第54号、平成21年度南丹市一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行ってまいります。

南丹市が発足いたしまして、丸3年が経過いたしました。合併時には、合併をしなければ各町とも基金が底をつく、また、4町の財政を好転させるには市町村合併しかない、住民サービスの水準を維持することが、このままではできないとして合併が進められ、南丹市となったところであります。合併すれば、毎年基金を増やすことができ、平成20年には60億円、平成26年度には約80億円もの基金積み立てが可能となると説明されてきたところであります。ところが事態はまったく逆で、増えるどころか、毎年度10億円近い減少でございます。財政調整基金と減債基金合わせた基金残高、平成21年度末では17億2,244万円の見込みであります。合併前の平成16年度末におけます4町合計61億2,000万円の28%に激減をしているという状況であります。基金、すなわち市の貯金が、ここ2年で枯渇する事態に至っております。昨年度には、枠配分方式として、住民の暮らし・福祉にかかわる分野で大鉈が振るわれてきました。当21年度予算におきましても前年度と同様、住民サービスにかかわる分野で効率的・有効的行政経営という名目で、大幅に削減された内容となっております。あの新市建設計画、合併時に示された財政計画は何であったのか、きちっと総括した上での行政運営でなければならないと考えるところであります。市町村合併の最大のメリットとされてきました合併特例債につきましては、市の負担を伴うことから、将来の財政運営を考えた場合使えない、合併して合併特例債が使えないといった状況にあります。合併のメリットが実感できない予算となっていると言えます。

21年度予算の歳入についてでございますけれども、予算編成にあたりましては、行政経営といった視点で予算編成をされたと説明をされております。経営を特に強調した予算ということは、市の収入とすべきものはきちっと市歳入とするという意味だと理解するものでありますが、この予算案におきましては自主財源、とりわけ税外収入の確保の積極性がまったく感じられないものであります。一つは、市税条例や市の所有地の管理条例などの厳正な適用・運用が必要であります。八木中野谷川の占用更新手続きを求め、河川占用料の請求をすることや奥り溪土地の貸付料を請求することなど、市の姿勢次第で市の収入となるものであります。市財産管理上からも当然、予算計上を行い、請求しなければならないものだと考えるものであります。また、今日の市財政の困難は、合併時の基金の取り崩しに大きな原因があるのでありますから、市に返還すべきだと住民訴訟にもなっております園部町振興公社・園部町農業公社への合併直前の駆け込み補助金の返還を求める意思表示を行って、市財政確保の積極性を示す予算でなければならないと考えるものであります。

次に、企業誘致奨励につきましては、その企業に5年間、固定資産税の100%から6

0%を補助するものでありますが、21年度予算で工場誘致事業奨励金2億2,892万円が予算化をされているところであります。莫大な金額でございます。この間、代表質問や一般質問等で質してきましたように、工場固定資産税はその多くが基準財政収入額に算入されるため、地方交付税がその分減額され、市財政上、有効な市財政基盤の強化になるものではございません。工場誘致事業奨励の期間延長と奨励金の率を減らすことなどによって、市の実質収入増を確保していくことが、今、必要だと考えます。また、誘致する以上、市内住民の雇用の義務づけなどを行い、市内の雇用の創出につながるものでなくてはならないと考えます。当予算には、その改善方向が全く示されておりません。

一方、歳出面におきましては、財政の健全化を堅持するためにすべての施策について見直しを行ったとしまして、昨年度に引き続き住民サービス後退を進めた予算となっております。特に各分野の補助金、助成金の削減・廃止は、予算編成方針で掲げております安心して暮らせるまちづくりと逆行する内容であります。中でも全市域に適用されてきました中小企業退職共済事業助成金制度が廃止とされております。百年に一度と言われる景気悪化が進行し、今まで以上に中小企業・商店を応援する施策の充実が求められているこの時期に、中小企業退職共済事業助成金制度は充実、拡充させていくことこそ必要であります。廃止するなど、言語道断といえるものではないでしょうか。また、公社や第3セクターへの補助金支出は実績はどうこうあれ、予算額全額が当然のように支出されていることや、経営改善が進まずとも、経営収支不足額満額を補助金として支出するなど、公金支出、補助金支出のあり方が問題であります。合併前の旧町時代の対応をそのまま受け継ぎ、改善が見られない予算となっております。抜本的な改善を強く求めるものであります。

わが南丹市は、一つに合併で子育て、福祉を後退させることはない、二つ目には地域自治を大切に、地域を寂れさせないための地域振興を図る、このようなことを大きな合併合意として、ここまで進んできたところであります。ところが福祉面におきましては、先ほどからも申し上げました今年度、昨年度に引き続き削減する内容となっております。暮らしの支援、経営支援施策の後退がひときわ目立つ予算となっております。また、行政改革により職員定数の適正化計画の実効性を高めるとして、職員を大幅に減らす予算となっております。中でも特に問題なのは職員を減らす方針だとして、美山の全地域振興会から常駐職員を削減させる内容を含んでいることにあります。周辺、農山村地域を寂れさせないということが大きな南丹市合併時の公約であったはずであります。今後も美山の地域振興会常駐職員の制度は、南丹市の他の地域にも広げていくべき制度だと考えるものであります。そのためにも、常駐職員の充実こそ必要であります。職員削減は既定の方針だとして、どこでも減らしたらいいというものではございません。撤退などもってのほかであります。合併時に誇りとしていた施策を軒並みに縮小・廃止しようとする予算であると言えます。経済の悪化が進行し、一層、貧困、格差が広がる社会状況の下、国の悪政の防波堤として、南丹市が市民の暮らし、福祉を守る、その役割、果たさなければなりません。提案されている21年度予算は全体として、この時期、市民の生活を守り、営業、

経営を支援する予算となっていないこと、そして、また合併して良かったと言えるような予算となっていないことを指摘をし、平成21年度一般会計予算の反対討論といたします。

議員諸氏の賢明なるご判断を訴えまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、4番、森為次議員。

森議員。

**○議員（4番 森 為次君）** 皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さんでございます。

丹政クラブ所属の森為次でございます。会派を代表しまして、平成21年度南丹市一般会計予算、議案第54号について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

今回の予算は、要求額を設定して編成され、繰入金マイナス2億7,000万円、市債マイナス3億5,000万円など、昨年比にして3.7%マイナス、額にしまして8億1,300万円減額の209億8,700万円の行政経営の出発点となるコスト意識を反映した緊縮型で財政の健全化を図った予算であります。また、市の将来像を示す総合振興計画の実現を鮮明に打ち出した佐々木市長最終年にふさわしい予算であると、最初にまず、評価したいと思います。

その中で生み育てる子育て支援では、すこやか子育てセンターを各町に常設する予算1,100万円、今まで教育委員会と福祉部に分かれていました就学前の支援を一貫した施策にするための幼保事務の一元化、ファミリーサポート事業の拡充807万円、新たな障害支援の拠点である発達支援センターの開設・運営を一般財源で予算化した3,910万円、妊婦健康診査14回分までの拡大2,050万円、子育て祝金、福祉医療など、全体で1.1%増の予算であり、地域住民みんなで支え合う少子対策事業と福祉の支援策であり、大きく評価したいと思います。また、事務組合負担金4億7,000万円、診療所補助金2,500万円などの負担金のもとより、外出支援サービスの充実2,900万円など、弱者に対して新規支援など、より細やかな福祉であると考えます。そして、南丹市の基幹産業であります農林業では、国や府の負担金の対応予算が主であります。1億6,500万円余りあります。法人化支援・鳥獣被害対策4,800万円余り、ほ場整備及び基盤整備1億570万円など、従事意欲の新たな高揚のための予算が計上されております。また、企業誘致支援奨励金の継続、1,000万は減額になりましたが、2億2,890万円余り計上され、税収確保など、各方面への波及効果も大であると考え、それと親の就労確保によって、子を生み育てる環境づくりにつながる子育て両面支援の期待もされるところであります。教育・消防防災では、園部小学校の屋内運動場、小・中・幼稚園の耐震補強に1億7,800万円、日吉町の給食センターに1,080万円、美山の防災無線1億7,000万円、耐震性貯水槽2,860万、小型動力ポンプ入れ替え2,600万円など、子どもたちや住民に安心・安全な生活対応につながる予算であると考えます。そして、今後の市の発展に欠かせないJR複線化補助3億8,000万円、生活道路でもあります橋

の橋りょう工事、そして、道路の新設改良5億円余り、早期完成が待たれます南丹市の中心であります市街化都市計画と八木の新たな街路計画に7億3,600万円計上されております。

今、百年に一度と、見たことも、体験したこともない経済状況の中ではありますが、過疎や少子化が進む中、市民の安心・安全の活力のあるまちづくりの推進、人が人を呼べるまち、南丹市の実現のためにつながる予算であると考えます。そして、市長直轄の総合政策室が設けられました。行政改革の評価事業680万円を拡充し、行政経営推進につながり、また、総合振興計画の実現につながることを期待しております。

最後になりましたが、歳入款別比率では自主財源31%、依存財源69%と大変厳しい中ではありますが、市長も4年目の船出を迎えられました。行財政改革、市政安定、そして、船で言えば船内への乗組員の説明責任、方策はできました。この1年、住民協働の大海の中の先導役、開拓者として頑張っていたきたいと思います。そのため、我々責任与党議員も事業推進に惜しまない協力と努力をする覚悟であることを申し添えまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議員の皆さんのご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、1番、仲絹枝議員。

仲議員。

**○議員（1番 仲 絹枝君）** 皆さん、おはようございます。

日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。議長の許可を得ましたので通告書に基づき、議員団を代表して、議案第55号、平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第62号、平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

まず、平成21年度南丹市国民健康保険事業特別会計予算について申し述べます。

歳入を見てみますと、保険税は20年度同様、後期高齢者医療制度導入により、これまでの所得割、平等割、均等割が少し軽減された一方で、後期高齢者医療制度支援金分として所得割が2.5%、平等割が一世帯につき5,000円、均等割が一人当たり8,000円に、40歳から65歳未満の方の介護納付金が1.8%から2.0%での提案となっています。予算審議の中で、被保険者数は20年度を参考にして、一般・退職合わせて5,416世帯、1万12人の保険税だとの説明を受けました。21年度予算の審議の前に、20年度補正予算の審議も行いましたが、その中で、2月末現在の収納率が約82%であること、また、滞納者が1,188人だという報告がありました。このような状況は、保険税の引き上げにより、払いたくても払えない住民が増えてきている表れではないかと思えます。昨年秋以降の経済危機により、景気が落ち込み、生活が大変な中で国民健康保険税が重い負担となっていくことは明らかです。これまで以上に保険税が払えなくなる方が増えるのではないかと危惧します。所得の少ない方にとっては、わずかな値上がりでも

負担感があり、生活を切り詰めてでも保険税を納めることとなります。保険税についての相談も増加傾向にあるということでしたが、心ある対応をしていただきたいと思います。多くの自治体が滞納者に対して保険証の取り上げをしているときに、本市は短期証の更新でしのいでおりますが、短期証の資格証明書の予備軍にすぎません。自治体によっては、誠実に分納を履行し、滞納を減らす努力をされている世帯には、一般証を交付している場合もあるようです。住民の生活実態に合ったきめ細かな対応をしていただきたいと思います。21年度の予算では、国庫支出金が20年度より3億8,000万円減額されておりますが、国民健康保険制度の充実のためには国の補助率の引き上げがなければ、根本的な問題の解決にはなりません。小泉構造改革の中で、国民健康保険制度の形骸化が加速し、国民皆保険の理念も崩壊の危機に瀕しています。自治体としても住民の命、健康、福祉を守る立場で、国への要望を強めていただきたいと思います。

次に、平成21年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、私たち議員団は制度導入当初から、制度そのものの問題を指摘し、反対してきました。政府与党は、国民の怒りの世論に追い詰められ、一時的な改善策を打ち出し、国民の批判をかわそうとしております。国の補正予算の対応で保険料の軽減措置が講じられたり、年金天引きについては口座振替との選択制を拡大し、申請すれば、すべての被保険者に口座振替による納付を可能にいたしました。過日、行われた補正予算の審議の中で、20年度の保険料の納付状況は、特別徴収から普通徴収に変更した高齢者がおられ、特別徴収の方が2,289人、普通徴収の方が2,581人であるという説明を受けました。年金天引きに問題があるということが立証されたような気がいたします。また、保険料が、100%納付にはなっていないという状況が審議の中で明らかになりましたが、収入の少ない高齢者にとっては重い負担になっていると考えます。保険料については2年ごとに改定されることになっていますが、21年度は20年度同様に推移していくと思われまます。後期高齢者医療制度の導入は、高齢者に差別医療を持ち込み、負担を押し付けてきました。21年8月より滞納者への制裁措置が実施されようとしておりますが、機械的な資格証明書の発行により、高齢者が医療を受けられなくなるようなことが起きないように、心ある住民対応を求め、反対討論といたします。

議員の皆様の賢明なご判断をお願いして、討論を終わります。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、討論を終結をいたします。

これより順次、採決をいたします。

まず、議案第54号から議案第63号までのうち、議案第54号、議案第55号及び議案第62号の3議案を除く、予算7件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第54号、議案第55号及び議案第62号の予算3件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

---

## 日程第2 議案第1号、議案第3号から議案第53号まで

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第2「議案第1号及び議案第3号から議案第53号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

委員長。

○総務常任委員長(18番 面村 則夫君) それでは、総務常任委員会に付託されました29議案につきまして、審査の状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る3月9日、委員会を開催し、それぞれ慎重に審査を行いました。

まず、議案第3号、南丹市組織条例の一部改正についてであります。

厳しい財政状況の中で多様化する住民ニーズに対応する施策、さらに行政改革を進めるため、市長直轄の総合政策室を設置するとの説明を受け、総合政策室の位置づけ、他の部局との関連、室の体制などの質疑を行い、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第4号、南丹市市営バス運行事業に関する条例の一部改正については、質疑ののち、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第6号、南丹市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

公益法人への現在の派遣状況、今後の派遣予定について質疑を行い、現在は、派遣はない、今回、国際情報センターに派遣を予定をしているとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、賛成全員により可決をいたしました。

次に、議案第7号、南丹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第8号、南丹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び議案第9号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正については、2008年の人事院勧告に基づき、

国家公務員の勤務時間が改正され、南丹市においてもそれに準拠し、職員の勤務時間を7時間45分に、その他休憩、休息時間の改正がされるものであり、質疑のあと、討論はなく、採決の結果、全員の賛成により可決をいたしました。

次に、議案第11号、南丹市スクールバス条例の一部改正については、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成により可決をいたしました。

次に、議案第12号、南丹市立学校給食共同調理場条例の一部改正についてであります。本条例は殿田小学校敷地内の日吉学校給食共同調理場の完成によるもので、質疑ののち、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第18号から25号まで、28号、34号、40号及び43号から52号までの21議案は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本議案につきましては、2月24日開催の議員全員協議会で一定の説明を受け、さらに南丹市指定管理者制度導入基本方針などの資料を参考に、各施設の設置目的、運用、管理状況、今後の方針などの説明を受け、質疑を行いました。現状の公の施設についての見直しは、市直営の施設か、指定管理者制度を活用する施設か、地域との協議により方向性を検討する施設か、の方針で地域との密着、設立の経過を踏まえ、十分精査し進めるとの答弁があり、さらに指定管理者選考委員会に民間、学識者を入れるべきとの意見があり、討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決をいたしました。

以上、総務委員会に付託されました議案の報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、中井産業建設常任委員長。

委員長。

**○産業建設常任委員長（17番 中井 榮樹君）** おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託をされました15議案につきまして、審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本件につきましては、3月10日産業建設常任委員会を開催いたし、各部課長より詳細な説明を受けたのち、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、農林商工部関係では、議案第10号、南丹市特別会計条例の一部改正についてありますが、担当課長より、この条例の一部改正については、平成21年3月31日をもって南丹市商品券事業特別会計が終了することに伴い、同条例より廃止するものであるとの説明を受けた後、質疑、討論はなく、表決の結果、賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号から33号、35号から39号、41号及び42号の12議案は、公の施設の指定管理者の指定についてであり、担当部長より指定管理者の主な内容については、施設そのものの性格、設置目的、政策的な見地、そして、業務の特殊性や専門性、地域活動の活性化の観点から、従前の施設管理者に引き続き、指定管理者を指定しようとするもので、指定期間は3年間、また、そのうち5施設については地域協定を前提にしているとの説明を受けた後、質疑を行い、各議案について、過去3年間の設置運営状況、成

果について報告することを求めたところであります。その後、討論はなく、表決の結果、賛成全員により、可決すべきものと決しました。

次に、土木建築部関係では、議案第16号、南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、及び議案第17号、南丹市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部についてであります。担当部課長より、この2議案については公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要な部分の条例の一部を改正しようとするものであり、なお、同施行令において、家賃額を算定する際に用いる入居者の収入基準及び家賃算定基準額が変更されたが、それに伴い、平成21年4月1日において、入居者の家賃額が増加した場合における激減緩和措置として、平成21年度から平成24年度までにおいて、段階的に家賃額を上げていき、平成25年度から正規の家賃額とする措置が講じられているので、同様の措置を講じるものであるとの説明があったところであります。質疑においては、具体的にどのような状態になるのかとの質問に、今回の改正は、より低所得者を迎え入れるという形に改正されるものであり、約20%弱の方は、家賃額は上がるが、80%の方は家賃額が下がる方向であるとの答弁がありました。さらに質問では、家賃額が下がれば南丹市の家賃収入が減る、一方、維持修繕などの管理費は現状どおり必要である。国などの支援はあるのかとの質問に、現状具体的に聞かされていない。しかしながら、今回の補正でも、地域活性化・生活対策事業ということで修繕費に充当している。要望等については、上部機関等にしていきたいとの答弁がありました。質疑終結の後、討論はなく、表決の結果、賛成全員により、可決すべきものと決したところでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、松尾厚生常任委員長。

委員長。

**○厚生常任委員長（21番 松尾 武治君）** それでは、厚生常任委員会に付託されました議案について、報告させていただきます。

去る3月11日に委員会を開催いたしました。

議案第1号、南丹市子育て発達支援センター施設条例について、主な質疑は開設時期、人材、委託先などの質疑がありました。発達支援センターは常勤職員2名、嘱託の専門職などによる直営で、一部事業については委託先を協議する中で準備をしている。開設は4月1日から、委託事業が4月末の予定となっている。

以上の審議を経て、議案第1号、南丹市子育て発達支援センター施設条例については、挙手全員で可決いたしました。

議案第3号、南丹市組織条例の一部改正についての主な質疑は、幼稚園の指導が増える。学校教育課との連携、指導主事を置かれるかとの問いに対して、幼保一元化に向け準備を進めることで、子どもに対する部分、就学前の保育・教育を一体的にやっていきたい。幼稚園の指導や指導要領等は教育委員会の学校教育課の中で対応する。施設の管理等につい

ても、学校総務課の施設管理で対応する。

以上のような審議を経て、議案第3号、南丹市組織条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

議案第5号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑もなく、挙手全員で可決いたしました。

議案第13号、南丹市立保育所条例の一部改正については、質疑もなく、挙手全員で可決いたしました。

議案第14号、南丹市立障害者支援施設条例の一部改正について、主な質疑は、地域活動支援センターとして使われる施設整備が必要ではないかの問いに対して、社協にすべて任せるのではなく、市の施設として検討する必要があると思う。また、利用者のニーズと施設が目指すものとのズレ、施設を利用されていない障害者の実態など市は把握しているのかとの問いに対して、支所ごとに実態を審査しました。

以上のような議論を経て、議案第14号、南丹市立障害者支援施設条例の一部改正について、挙手全員で可決いたしました。

議案第15号、南丹市介護保険条例の一部改正について、主な質疑は、他の町村は保険料が上がり、南丹市は下がると言われるが、何が原因するのかとの問いに対して、第3期18年度で介護制度の見直し、介護予防等の見直しが行われたこと、介護報酬、介護予防制度の導入より事業費が落ちたこと、介護療養型の施設転換による影響が少なかったことが要因と考える。

以上のような審議を経て、議案第15号、南丹市介護保険条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

議案第26号、公の施設の指定管理者の指定について、南丹市八木デイサービスセンターは質疑もなく、挙手全員で可決いたしました。

議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について、南丹市障害者支援施設あじさい園、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび、南丹市障害者支援施設ワークセンターびび日吉支所については、質疑もなく、挙手全員で可決いたしました。

議案第53号、公の施設の指定管理者の指定について、南丹市美山上平屋火葬場は、上平屋区が地縁団体であることを確認し、挙手全員で可決しました。

以上で、厚生常任委員会に付託されました議案の審査報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、各常任委員長長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

11番、川勝儀昭議員。

川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 活緑クラブ、川勝儀昭でございます。通告内容と少々異なる点がありますが、ご理解をいただきたいと存じます。

今議会において、議案第18号から議案第53号まで36議案、46施設にわたり、公の施設の指定管理の期限切れに伴い、新たに指定管理者の指定に関する議案が提案されています。その提案内容においては、公募前提、公募除外、地域協議前提と様々であり、契約期間においても1年、3年とそれぞれ区別、区分されております。地域協議前提の施設においては、自治会館等の公民館的な施設が多く見受けられます。今後、地域と協議をし、廃止や地域への払い下げ等の方向性が見い出されるものと思われそうですが、払い下げを行うにあたっては、耐震補強も含む補修、修繕も当然、必要であります。今回の管理運営方法の見直しの経過理由においては、合併をしたため施設数が非常に多いとあり、見直しの方針には施設の設置目的や果たすべき役割、施設利用の現状を踏まえ、施設の効果的・効率的な管理運営を図り、市民サービスの向上と行政コストの削減を目指すとありますが、旧町時代においても当然、同じ趣旨で地域住民のために税金を投入し、建設をされたものであります。また、今回、地域協議前提とは、市の公の施設として存続すべきではないと、既に位置づけされております。また、市の公の施設として存続すべきではないとする理由説明もまったく不十分であります。市の公の施設ではないという前提のもとに地域協議に入るのであれば、議員として賛成することはできません。南丹市として、引き継いだ以上、地域住民の方々と十分な議論ののち、公の施設として存続すべきか、そうでないのかを判断したのちに、今回のような提案がされるべきであると考えます。今回の提案内容にあたっては、今後、地域住民への様々な負担が懸念をされます。公の施設とは住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、指定管理者制度は公の施設の設置目的が効果的・効率的に達成できることを主眼とし、管理委託実績のある施設等を先行させて導入を図ることとなっております。

以上のことを踏まえ、議案第18号、47号、48号、49号、50号、51号、それぞれ公の施設の指定管理者の指定について、南丹市コミュニティプラザよしとみ、南丹市八木スポーツフォアオール、南丹市八木運動公園グラウンド・テニスコート、南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート、南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場、南丹市八木カヌーハウスについて、また、議案第19号、20号、21号、22号、24号、25号、30号、32号、35号、37号、39号、それぞれ公の施設の指定管理者の指定について、南丹市八木西地区自治振興会館、南丹市八木南地区自治振興会館、南丹市八木北地区自治振興会館、南丹市八木神吉地区自治振興会館、南丹市美山基幹集落センター、南丹市美山知井会館、南丹市日吉森林総合利用施設、南丹市美山都市農村交流活性化施設、南丹市日吉山の家、南丹市美山江和長期滞在施設、南丹市美山芦生山をの家の提案に対し、反対の立場で討論いたします。

指定管理者制度において、公募により、その選定を行うことは望ましいと考えます。しかし、それは公平性という大前提のもとに実施をしなければならないのは言うまでもありません。今回、公募前提とされているのは、特定された地域の特定団体のみであります。なぜ、このような特定団体のみを対象とし、公募前提となったのか、明確な理由説明も出されておられません。公平性をもって公募をしなければならないのは当然であります。他の地域の類似施設や公募可能な他の施設においても、なぜ今回、同様の措置が図られなかったのか、説明もなく、疑問に思うところであります。今回の提案の中で、同じ地域の同じ団体に対して、南丹市八木フィジカルセンターにおいては公募除外となっています。京都府より当団体が指定管理を受けている施設に隣接しているという理由では、他の公募前提となっている施設との公募理由が、まったくかみ合わない現状となります。この団体、すなわち特定非営利法人八木町スポーツ協会は、スポーツ振興はもとより、スポーツを通し地域福祉の向上や健康増進に大きく寄与されている団体であります。また、自治会館においては老朽化が著しい建物もありますが、地域づくりの拠点となっている施設もあるわけです。今まで3年間に、なぜ地元や関係団体と協議ができなかったのか、疑問に思うところであります。関係団体との事前協議もなされず、ないがしろに今回提案された内容においては、関係団体、地域住民の理解は得られるものではないと考え、私の反対討論といたします。

議員各位のご理解をお願い申し上げます、私の討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようですので、討論を終結をいたします。

これより順次、採決をいたします。

まず、議案第1号及び議案第3号から議案第53号までのうち、議案第1号及び議案第3号から議案第17号までの条例の制定等16件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第18号から議案第53号までのうち、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第37号、議案第39号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号を除く公の施設の指定管理者の指定19件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第30号、議案第32号、議案第35号、議案第37号、議案第39号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号の公の施設の指定管理者の指定17件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

**午前11時11分休憩**

.....  
**午前11時25分再開**

**○議長(吉田 繁治君)** それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続けます。

-----  
**日程第3 議案第76号から議案第82号まで**

**○議長(吉田 繁治君)** 次に、日程第3「議案第76号から議案第82号まで」を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

**○市長(佐々木 稔納君)** それでは、ただいま、上程いただきました議案第76号から議案第82号の議決を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第76号、教育委員会委員の任命につきまして、南丹市発足以降、教育委員会委員として、合併後の教育委員会の充実にご尽力いただきました木村光一氏から一身上の都合により退任の申し出があり、去る12月2日付けで同意いたしました。木村氏の今日までのご活躍に対しまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。その後、欠員となっておりますが、木村光一氏の後任として、武田義史氏を平成21年3月31日から平成25年3月30日までの4年間任命したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は平成3年に美山町役場の職員となり、教育委員会事務局にも4年在職され、社会教育主事の資格も取得されて勤務に精励されておりました。その後、美山町役場を退職さ

れ、現在は地元根ざした会社である郵便局株式会社美山郵便局の局長としてご尽力されていると共に、平成19年度には宮島小学校のPTA会長を務められるなど、地域における社会貢献に大きく寄与されております。人格が高潔で、その豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として任命をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第77号、公平委員会委員の選任につきまして、平成18年4月1日から公平委員会委員として、今日までご活躍をいただきました船越廣子氏が本年3月31日をもって任期満了となります。船越氏の今日までのご尽力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。このたび、後任の委員として、箱田博治氏を平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間選任いたしたいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、昭和35年に美山町役場の職員となり、また、平成9年には美山町収入役に、平成15年には同町助役に就任されるなど、地域行政に大きく寄与されてこられました。人格が高潔でその豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として選任をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第78号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、旧日吉町委員、南丹市暫定委員、南丹市委員としてご尽力をいただきました湯浅保氏が、本年3月30日をもって任期満了となります。湯浅氏の委員長としての今日までのご活躍に対しまして、厚く御礼を申し上げます。このことに伴い、湯浅保氏の後任として、上段源一郎氏を平成21年3月31日から平成24年3月30日までの3年間選任したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、昭和37年に大阪国税局の職員となり、平成14年7月まで在職され、税務一筋に勤務に精励されてまいりました。退職後は地元において税理士事務所を開業され、平成18年4月から社団法人園部納税協会専務理事として活躍されております。人格が高潔でその豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として選任をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第79号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、平成16年4月から旧園部町委員、南丹市暫定委員、南丹市委員としてご尽力をいただきました吉田史樹氏を、平成21年3月31日から平成24年3月30日までの3年間引き続き選任したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、地元において、平成8年11月から有限会社吉田会計計算センター代表取締役就任され、また、平成15年7月から税理士事務所を開業されるなど、活躍されております。人格が高潔でその豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として選任をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第80号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、平成14年4月から旧八木町委員、南丹市暫定委員、南丹市委員としてご尽力をいただきました白井八郎氏を、平成21年3月31日から平成24年3月30日までの3年間引き続き選

任したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、昭和34年に京都薬品工業株式会社の社員となり、昭和61年3月まで在職され、その後、平成20年3月まで京都大学技術補佐員として研究一筋に勤務に精励されてきました。現在、地元で吉富駅西地区土地区画整理組合副理事長、池ノ内ほ場整備事業協議会副会長として活躍されております。人格が高潔で、その豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として選任をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第81号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、平成18年3月から南丹市委員としてご尽力いただきまいりました上田武司氏を、平成21年3月31日から平成24年3月30日までの3年間引き続き選任したいので、議会の同意を求めようとするものであります。

同氏は、昭和38年に美山町役場の職員となり、固定資産評価員、教育委員会教育次長、税務課長を歴任し、平成13年3月まで在職され、その後、京都府嘱託職員として平成20年3月まで勤務され、行政職員として勤務に精励されてきました。人格が高潔で、その豊かな見識と経験により人望も厚く、最適任者として選任をさせていただこうとするものであります。

次に、議案第82号、南丹市職員定数条例の一部改正につきまして、南丹市議会に関する事務体制を早急に強化する必要があるため、部局間の調整により、市長の事務部局の職員を1名減員し、議会の事務部局職員を1名増員するものであります。

以上、それぞれの議案につきまして、提案理由のご説明をさせていただきましたが、何とぞご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第82号までにつきましては、人事等に関するものでありますので、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び討論を省略の上、ただちに採決することに決定しました。

これより順次、採決をいたします。

まず、議案第76号について、採決をいたします。

本案のとおり、任命に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり任命に同意することに決しました。

次に、議案第77号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

次に、議案第78号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

次に、議案第79号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

次に、議案第80号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

次に、議案第81号について、採決をいたします。

本案のとおり、選任に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任に同意することに決しました。

次に、議案第82号について、採決をいたします。

本案のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

---

#### 日程第4 議第1号

**○議長(吉田 繁治君)** 次に、日程第4、議第1号「南丹市議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中川議員。

**○議員（8番 中川 幸朗君）** ただいま議題となっております議第1号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、議会活性化対策特別委員会において、南丹市議会及び議員の活性化につながる協議を種々重ねる中、現行の費用弁償として日額2,000円の支給内容を見直し、南丹市職員等の旅費に関する条例第16条に規定する旅費キロ当たり37円を支給する内容に改正し、算出根拠の明確化を図るものであります。

何とぞご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上、提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第1号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

中川議員、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、議第1号を採決をいたします。

議第1号については原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、議第1号につきましては、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議第2号

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第5、議第2号「南丹市議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

谷議員。

**○議員（25番 谷 義治君）** ただいま議題となりました議案の提出者として、提案理由の説明をいたします。

議第2号、南丹市議会委員会条例の一部改正については、議案第3号、南丹市組織条例の一部改正に伴い、委員会の所管を変更するものであり、総務常任委員会に新たに総合政策室を加えるものであります。

何とぞ、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上、提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ご異議なしと認めます。

よって、議第2号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

谷議員、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、議第2号を採決をいたします。

議第2号については原案のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、議第2号については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 請願審査について

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第6「請願審査について」を議題といたします。

産業建設常任委員会の請願審査結果報告は、お手元に配布の文書表のとおりであります。

この際、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
特に、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 以上で、討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

「食の安全と食糧自給率向上を求める請願」に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり、趣旨採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択と決しました。

---

### 日程第7 意見書案について

**○議長(吉田 繁治君)** 次に、日程第7「意見書案」を議題といたします。

お手元配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

**○事務局長(勝山 秀良君)** 件名を朗読いたします。

食の安全と食料の安定供給を求める意見書案。

以上であります。

**○議長(吉田 繁治君)** ただいまの件名の朗読で議案の内容は、ご承知願えたものと思  
います。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

特に、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(吉田 繁治君)** 起立全員であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

---

## 日程第8 閉会中の継続調査申出について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第8「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、取り計らうことにいたしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

---

## 日程第9 議員の派遣について

○議長（吉田 繁治君） 次に、日程第9「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、京都府市議会議長会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議なしと認め、さよう決めます。

次に、「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求められています。

本件については、異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） 異議がないようですので、さよう取り計らいをいたします。

---

○議長（吉田 繁治君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成21年第1回南丹市議会3月定例会を閉会といたします。

ご苦労さんでした。

**午前11時46分閉会**

---



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉 田 繁 治

南丹市議会議員 末 武 徹

南丹市議会議員 村 田 憲 一